



発行 東京都

目次

27

規程（下水）

- 東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程……………五

告示（下水）

規程（下水）

- 平成二十三年東京都下水道局告示第九号（東京都下水道局下水道事務所及び水再生センターの設置）の一部改正……………五
- 訓令（議）
- 東京都議会議員組織規程の一部改正……………五
- 会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正……………六
- 東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正……………六
- 東京都議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正……………六
- 告示（議）
- 東京都下水道局管理規程第一号
- 東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。
- 令和四年三月三十一日
- 東京都下水道局長 神山 守
- 東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程
- 東京都下水道局分課規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
- 第一条の表総務部の項中「総務課」を「総務課」に改める。
- 「総務課」を「企画調整課」に改める。
- 第三条の表総務部の部総務課の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同項の次に次のように加える。
- 企画調整課
- 一 局事務事業の企画及び調整に関すること。
- 二 国際展開に係る企画、調査及び調整に関すること。
- 三 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 四 情報処理機器等に関すること。
- 五 監査（定例監査、行政監査、例月出納検査、工事監査、財政援助団体等監査及び住民監査請求に基づく監査を除く。）資料の調整に関すること。

第三条の表総務部の部理財課の項第十一号を次のように改める。

十一 財政援助団体等監査の資料の調整に関すること。

第三条の表建設部の部理財課の項第十二号を削る。

第三条の表建設部の部工務課の項第一号中「こと」の下に「(土木設計課に属するものを除く。)」を加え、同部土木設計課の項に次の一号を加える。

二 下水道施設(施設用建物に限る。)の建設工事の施行に係る指導及び調整に関すること。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二号

東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局下水道事務所処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第三条の表お客さまサービス課の項第七号中「こと」の下に「北都下水道事務所、」を加える。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第三号

東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「下水道施設の建設工事(枝線管きよの再構築事業等を除く。)」の施行に関する事務」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一 下水道施設の建設工事(枝線管きよの再構築事業等を除く。)の施行に関すること。

二 特定施設の建設工事の施行に関すること。

第三条の表設計課の項に次の一号を加える。

二 特定施設の整備に関すること(第二基幹施設再構築事務所に限る。)

第四条第五項中「ほか、」の下に「担当課長その他の」を加える。

第五条第二項中「課長」の下に「(担当課長を含む。以下同じ。)」を加える。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四号

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都下水道局管理規程第四十号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「生活文化局広報広聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に、「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

第十条第一項中「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

別記第二号様式から第九号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第五号

東京都下水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程（平成三年東京都下水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで及び第十六号様式から第十八号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第六号

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで及び第十八号様式から第二十号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第七号

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子情報処理規程（平成十九年東京都下水道局管理規程第二十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二及び第十条の三を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）第十七条の二第二項若しくは東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）第二十四条第一項第一号若しくは第二号」を「及び次条第四号、第五号又は第六号」に改め、「（以下「職員等」という。）」を削り、「分限等に関する処分」を「分限に関する処分等」に、「おく」を「置く」に改める。

第二条中「職員等に対する」を削り、「掲げる処分」を「掲げる事項」に改め、同条第四号中「東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程」の下に「（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）」を加え、同条に次の一号を加える。

七 その他局長が必要と認める事項

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

附則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第三十四条第二項第一号イ及びロに該当する非常勤職員による部分休業の承認の請求は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（令和三年東京都下水道局管理規程第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の改正規定中「（臨時的任用職員を除く。）」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第二十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十六条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規程第二十八条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山守

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和六十一年東京都下水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「受給者台帳の作成」を「受給者情報の記録」に改め、同条第二号中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に、「作成し」を「記録し」に改める。

第八条中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。
別表中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改める。

別記第三号様式(表中「児童手当・特別給付台帳」を「児童手当・特別給付台帳」に改める。

附則

1 この規程は、令和四年六月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第五号

平成二十三年東京都下水道局告示第九号（東京都下水道局下水道事務所及び水再生センターの設置）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都下水道局長 神山守

表東京都下水道局北部下水道事務所の項中「を除く」を「については、千代田区、中央区、港区（台場を除く。）及び渋谷区を含む」に改め、同表東京都下水道局西部第一下水道事務所の項中「千代田区、中央区、港区（台場を除く。）」、文京区、台東区、渋谷区、豊島区」及び「荒川区」を削る。

訓 令 (議)

●東京都議会議長訓令第一号

東京都議会 会長 三宅しげき

東京都議会事務局組織規程（昭和五十一年東京都議会議長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都議会議長 三宅しげき

第五条第二項中「担当課長」の下に「及び専門課長」を加え、同条第三項を削る。
附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第二号

東京都議会議長 三宅 しげき

会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都議会議長 三宅 しげき

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第三号

東京都議会議長 三宅 しげき

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都議会議長 三宅 しげき

第二十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十六条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規程第二十八条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

告示（議）

●東京都議会議長告示第二号

東京都議会議長の議員の資産等の公開に関する規程（平成六年東京都議会議長告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都議会議長 三宅 しげき

第九条中「認印するとともに、訂正した者が、」を削る。

別記第一号様式から第四号様式までの規定中「㊟」を削る。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

